

## 会議室及び多目的室に関する利用規約

2012年6月8日制定

2012年9月25日改正

2014年10月21日改正

(趣旨)

**第1条** この規約は、明治大学地域産学連携研究センター（以下「センター」といいます。）の会議室及び多目的室（以下「会議室等」といいます。）の利用について必要なことを定めています。

(目的)

**第2条** センターの会議室等は、明治大学（以下「本大学」といいます。）の産学連携又は地域連携に利用することを目的としています。

(利用者)

**第3条** 会議室等を利用できる方（以下「利用者」といいます。）は、次の各号のいずれかに該当する方です。

- (1) センターのテクノロジーインキュベーション室に入居している企業又は個人事業主（以下「入居者」といいます。）
- (2) 神奈川県域その他の中小企業者又は個人事業主
- (3) 本大学の教職員（以下「教職員」といいます。）
- (4) 川崎市内に居住する個人又は所在する町内会、サークル、その他の地域型活動団体等（営利を目的としない団体等に限る。）並びに就業又は就学する個人
- (5) その他特にセンター運営委員会が認めた個人又は団体

2 利用者は、利用申込日に満20歳以上であることとします。

3 未成年者の利用については、親権者又は保護監督責任を有する満20歳以上の者が申込み、利用日に同伴する場合に限り、これを認めるものとします。

(利用日及び利用時間帯)

**第4条** 会議室等の利用日及び貸出時間は、次の各号に定めるとおりとします。ただし、センターが点検又は修理その他の理由で指定する日及び時間帯は除きます。

- (1) 利用日 本大学が指定する休業日（夏期・冬期一斉休業等）を除く日
- (2) 利用時間 午前9時から午後8時まで

2 入居者及び教職員は、前項に規定する利用時間帯以外であっても、センターの承諾を得て会議室等を利用することができます。

(利用申込み)

**第5条** 会議室等の利用を希望する方（以下「利用希望者」といいます。）は、会議室等の利用目的、利用日及び利用時間等の必要事項をセンター所定の「会議室・多目的室利用申込書」（以下「申込書」といいます。）に記入の上、電子メール、郵便又はファクシミリで申し込むこととします。

2 利用希望者が電子メール又はファクシミリで申し込む場合は、利用当日の受付時に事前に提出した申込書に押印するものとします。

(利用者に関する確認事項)

**第6条** センターは、利用希望者に対して反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者又はその構成員をいう。以下同じ。）でないことを確認するものとします。

(利用申込みの受付期間)

**第7条** 利用申込みの受付期間は、利用開始日の6か月前から7日前までとします。

(利用料)

**第8条** 利用希望者は、本大学が別途定める「学校法人明治大学地域産学連携研究センター施設管理・利用規程」別表3に基づく利用料を本大学に支払うこととします。

(利用料の優遇)

**第9条** 利用希望者は、センターが別途定める「学校法人明治大学地域産学連携研究センターにおける利用料の減免に関する内規」第4条に該当する限りにおいて、利用料の優遇を受けることができます。

(利用料の支払い)

**第10条** 会議室等の利用料は、一括前払いとし、次の各号に定める期日までに、利用希望者の振込手数料負担で、センターが発行する「会議室・多目的室利用料振込口座案内書（請求書）」において指定する銀行口座（以下「指定口座」といいます。）に振り込むこととします。

(1) 利用日から30日以上前に利用申込みを行った場合

利用日の20日前まで

(2) 利用日から30日前を経過後7日前までに利用申込みを行った場合

利用日の7日前まで

2 前項第2号に該当する場合は、利用料の振り込みを行うとともに、金融

機関の出納印のある振込依頼書その他利用料支払いの事実を証する書類を速やかにセンターへ提出するものとします。

- 3 利用希望者が第9条に定める利用料の優遇を受けて、利用料が免除される場合は、第1項の適用を除外します。

(利用申込みの承諾)

**第11条** センターは、利用者に対する利用申込みの承諾を、センターから利用者に対する「会議室・多目的室利用承諾書（兼領収書）」（以下「承諾書」といいます。）の発行をもって行います。

(承諾書の発行)

**第12条** センターは、申込書を受領し、利用料が指定口座に入金されていることを確認した後に、承諾書を発行します。

- 2 利用者は、会議室等の利用が終了するまで承諾書を保管するものとします。

(禁止事項)

**第13条** センターでは、次の各号に該当する行為を禁止します。

- (1) 会議室等における飲食、営業を目的とした物品の販売及び陳列並びに営利を目的とした役務の提供
- (2) 会議室等に特殊な装飾又は設備等を施すこと。
- (3) 会議室等から音響又は振動を発すること。
- (4) センター屋外に設置されている所定の場所以外で喫煙すること。
- (5) センター屋内外に指定する所定の場所以外にポスター及びチラシ等を貼付すること。
- (6) センター屋内及び周辺でのちらし・ビラの配布及び募金活動等を行うこと。
- (7) センター屋内への裸火、危険物又は悪臭を発する物品等を持ち込むこと。
- (8) その他のセンター利用者又は近隣住民の迷惑となる行為を行うこと。

(利用にかかる権利の譲渡・転貸の禁止)

**第14条** 利用者は、会議室等を利用する権利について、その名目いかんを問わず、当該権利を第三者に譲渡すること又は当該権利に質権等の担保を設定することその他一切の処分行為を行うことはできません。

- 2 利用者は、会議室等を賃貸、使用貸借、同居その他名目のいかんを問わず第三者に利用させることはできません。

(利用の制限)

**第15条** センターは、会議室等の利用申込みの内容が、次の各号に該当す

る場合は、利用の申込みを断ります。

- (1) センターの設置目的を逸脱し、又はセンターの品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令に反するとき。
- (3) 公の秩序又は善良なる風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 利用者が反社会的勢力であることが判明したとき。
- (5) 反社会的勢力の利益になると認められるとき。
- (6) センターの他の利用者に不都合又は支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- (7) センター又は附帯する設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (8) センターの管理・運営上、支障があると認められるとき。
- (9) 利用者が、センター関係者に対して、次の各号に掲げるいずれかの行為に及んだとき。
  - ア 虚偽の事実を告げる行為
  - イ 粗野又は乱暴な言動を用い、並びに迷惑を覚えさせるような方法で訪問又は電話する行為
  - ウ 暴行又は脅迫その他の違法な行為
  - エ 金銭の支払い、責務の免除、契約の締結又は便宜の供与その他のセンターによる給付で、センターが法律上の義務を負わないものを、センターの意思に反して求める行為
- (10) 利用者が、法令違反又は不公正な営業等によって社会的信用を失ったとき。
- (11) 政治活動又は特定の宗教の布教活動が目的と認められるとき。
- (12) その他センターが不適當であると認めたとき。

(予約の解除及び利用の停止等)

**第16条** センターは、次の各号に該当する場合には、予約済み又は利用中であっても、予約の解除、利用の停止又は解除等を行うことがあります。この場合において、利用者に損害が生じる場合があっても、センターは一切の責任を負いません。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められたとき。
- (2) 申込書に虚偽の記載があったとき又は利用目的若しくは利用内容等がセンターが承諾した目的又は内容と異なっていることが認められたとき。
- (3) 承諾書に基づいて承諾された会議室等以外の場所で作業や会議等を

行ったとき。

- (4) センター及び会議室等の利用に関して、センターが定める規程等を遵守しなかったとき。
- (5) 会議室等の利用に関する法令に定める関係官公庁への届出を怠り、又はその指示に従わないとき。
- (6) 所定の期日までに利用料を指定口座に振り込まないとき。
- (7) 天変地異その他の不可抗力によって、センターの利用ができなくなり、又は人身及び財産に危険が生じるおそれがあると認められるとき。
- (8) センターの運営上、やむを得ない事情が生じたとき。
- (9) その他この規約に定める事項に違反したとき。

(利用料の返還等)

**第17条** センターは、前条第7号又は第8号以外の事由により予約の解除又は利用の中止若しくは解除等をした場合は、事由のいかんにかかわらず、利用者から受領した利用料を一切返還しないこととします。

(備品の貸出)

**第18条** センターは、第11条に基づいて利用の申込みを承諾した利用者が、別途定める「会議室・多目的室備品借用申込書」(以下「借用申込書」といいます。)を提出した場合には、センターがあらかじめ指定する備品を借用申込書の記載内容に基づいて貸し出すこととします。

(利用者の責務)

**第19条** 利用者は、会議室等の利用に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 利用者は、常に善良なる管理者の注意をもって会議室等及び備品を利用するものとします。
- (2) 利用者は、センターが定める規程及び利用規約等並びに関係法令の定める事項を自ら遵守するとともに、利用者の使用人、作業員等の関係者及び利用者が主催する会合等の参集者(以下「参集者」といいます。)に対しても遵守させるものとします。
- (3) 利用者は、センターと連絡・調整を図りつつ、会議室等を含むセンター建屋とその周辺に対する秩序維持、参集者の整理、案内及び誘導、利用者の使用人及び作業員等関係者の管理・調整、並びに盗難・事故の防止等に努めるものとします。
- (4) 利用者は、多数の入室が予測されるような会合等を開催する場合に、センターが警備及び誘導體制等について協議が必要と判断したときは、利用者は事前にセンターと協議の上、センターの指示に従うものとしま

す。

- (5) 利用者は、不測の災害や事故に備えて、利用前にセンターの非常口、避難誘導方法及び消火器の位置等を確認するとともに、利用者の使用人、作業員等の関係者、及び利用者が主催する会合等の参集者に対しても事前に説明するものとします。
- (6) 利用者は、利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険又は傷害保険等に参加するものとします。
- (7) 利用者は、センターが定める規程及び利用規約等に規定される管理運営上危険な行為その他センターの他の利用者、参集者等に迷惑を与える行為を避けるものとします。
- (8) センターの周辺は住宅地となっているので、近隣住民への最大限の配慮に努めるものとします。
- (9) 利用者は、申込書に記載した目的、時間及び場所を必ず守るものとします。
- (10) 会議室等への電話の取次ぎ又は伝言を依頼しないものとします。
- (11) センターで発生した一般ゴミは、分別の上、センター内の所定の場所に捨てるものとします。ただし、一般ゴミ以外の粗大ゴミ等は、利用者が持ち帰るものとします。
- (12) 荷物の搬入出用の駐車場はありますが、利用者の来所用の駐車場はありませんので、公共交通機関を利用して来所するものとします。
- (13) その他センターの利用に関しては、センターの関係者と相談の上、その指示に従うものとします。

(立ち入り)

**第20条** センター及びセンターが指定する者は、利用者が会議室等を利用中であっても、会議室等に立ち入り、及び点検し、必要であれば、適宜の処置を講じることができるものとします。

(原状回復等)

**第21条** 利用者は、予約した利用時間を厳守し、当該時間内に利用施設、備品及び付帯設備等をセンターが定める現状に回復して、センター又は本センターが指定する者の点検を受けて、センターから退去するものとします。

(損害賠償)

**第22条** 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、センター及び相手方の被った損害を賠償するものとします。

- (1) 利用者又は利用者の使用人、作業員等の関係者並びに参集者(以下「利

用者等」といいます。)が、センター並びにその設備及び備品その他関連施設を毀損、汚損又は紛失した場合。

(2) 利用者等が、センターの他の利用者等に損害を与えた場合。

(関係省庁等への届出)

**第23条** 利用者は、センターの利用に際して、法令に定められた関係省庁への必要な届出及び許可申請等並びに関係機関への届出等を自らの責任と負担において行うものとします。

(免責事項)

**第24条** センターは、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用者がこれによって損害を受けても、その損害を賠償する責を負わないものとします。

(1) 第16条に定める事由により、予約の解除並びに利用の中止、停止又は解除等をした場合

(2) 不測の事故、天変地異並びに官公署の命令及び指導等により、センターの利用が不可能な事態が生じた場合

(3) センターに地震、落雷又は火事等(以下「地震等」といいます。)が発生することが予想される旨の案内がセンターに流れたことによって、利用者が損害を受けた場合。ただし、地震等が実際に発生したかどうかは問わないものとします。

(4) センターの故意又は過失によらない火災、盗難及び設備の故障等によって、利用者が損害を受けた場合

(利用規約の改廃)

**第25条** この利用規約を改廃するときは、運営委員会の議を経ることとします。

#### **附 則**

この規約は、2012年(平成24年)7月1日から施行します。

#### **附 則**

この規約は、2012年(平成24年)10月18日から施行します。(注会議室等の利用日及び貸出時間を変更することに伴う改正)

#### **附 則**

この規約は、2014年(平成26年)11月27日から施行します。(注反社会的勢力の排除に係る当該条項の改正)